

## 「核兵器の人道的結末に関する共同声明」への 日本の参加

2013年10月21日、国連総会第一委員会で、「核兵器の人道的結末に関する共同声明」<sup>1</sup>がニュージーランド（NZ）より発表された。2012年5月の核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議準備委員会、同年10月の国連総会第一委員会、2013年4月のNPT準備委員会に続く4回目の共同声明の発表だったが、これに日本は初めて加わった。

124カ国（およびバチカン）が参加した共同声明では、以下のような主張が展開された。

- 「核兵器の使用と実験という過去の経験は、核兵器が持つ莫大かつ制御不能な破壊力および無差別性によって引き起こされる受け入れ難い人道的結末を十分に証明してきた」
- 2013年3月のノルウェー主催による「核兵器の人道的影響に関する会議」において、「専門家および国際機関からの鍵となるメッセージは、いかなる国家または国際組織も核兵器爆発によって引き起こされる人道的緊急事態を解決することも、犠牲者に対して十分な支援を行うことも不可能であるということであった」
- 「核兵器の壊滅的な結末についての意識が、核軍縮に向けたすべてのアプローチおよび努力を支えなければならないことを確信する」
- 「いかなる場合にも、核兵器が二度と使用されないことが人類の生存そのものにとっての利益である。核兵器爆発による壊滅的な影響は、

それが偶然、誤断、故意のいずれによるものであれ、適切に対処されることはできない。これら大量破壊兵器の脅威を除去するため、あらゆる努力がなされなければならない」

- 「核兵器が決して使用されないことを保証する唯一の方法は核兵器廃絶である。すべての国は、NPTの目的を実現し、その普遍性を達成することによる方法を含め、核兵器の使用を防止し、垂直的および水平的拡散を防止し、核軍縮を達成する共通の責任を有する」

日本は前回の共同声明への参加を見送った際、その理由として、声明中の「いかなる場合にも（under any circumstances）」という文言が拡大核抑止（核の傘）に依存する日本の安全保障政策と矛盾する可能性を挙げた。この文言は、化学兵器禁止条約（CWC）、対人地雷禁止条約（オタワ条約）、クラスター弾に関する条約（オスロ条約）といった、対象となる兵器の使用禁止の義務を含む条約において用いられており、その文脈で考えれば、共同声明中の「いかなる場合にも、核兵器が二度と使用されない」は、抑止としての核兵器の役割をも否定した核兵器使用の全面禁止を強く意図するものだと解釈できる。秋山信将が指摘したように、当時の日本の対応は、「現時点から核兵器がゼロになるまでの道筋の中で直面するかもしれない安全保障上のリスク（状況）を勘案し、この声明に署名することによって、そうした状況に直面した時に果たして国民を守るという国家としての究極的な責任を果たすための最善の選択をすることができるのかどうかを、考慮した結果」<sup>2</sup>であり、日本の現実の安全保障政策と共同声

<sup>1</sup> Delivered by Ambassador Dell Higbie, New Zealand, "Joint Statement on the Humanitarian Consequences of Nuclear Weapons," the United Nations, First Committee, 21 October 2013.

<sup>2</sup> 秋山信将「宣言よりも実効性を：日本の『核兵器の不使用』共同声明拒否をめぐって」『RIPS' EYE』第165号、2013年5月10日、<http://www.rips.or.jp/research/ripseye/2013/post-163.html>。

明の意図との間に生じかねない齟齬を厳格すぎるほどに突き詰めて検討した結果であった。

今回の共同声明にも、「いかなる場合にも」という文言が残されている。それでも日本が初めての参加を決定した理由として、岸田文雄外相は談話で、「同ステートメント全体の趣旨が、我が国の安全保障政策や核軍縮アプローチとも整合的な内容に修正されたこと」、

「特に、本ステートメントにおいて、核兵器による壊滅的な結末が、人類の生存、環境、社会・経済的な発展、経済、将来世代の健康に深く影響すること、核兵器による壊滅的な結末への意識が、核軍縮に向けた全てのアプローチ及び努力を支えなければならないと堅く信じることが述べられ」たことを挙げた<sup>3</sup>。また岸田外相は記者会見で、共同声明における、「核軍縮に向けたすべてのアプローチおよび努力を支えなければならない」（傍点引用者）との一節により、「現実的かつ漸進的な核軍縮に向けてのアプローチ、安全保障政策とも整合性があると判断」<sup>4</sup>したとも述べた。

広島・長崎を経験した日本にとって、「核兵器の人道的結末」の原則は反対すべき問題ではない。また、軍縮・不拡散を外交・安全保障政策の重要な柱の1つに据え、核兵器廃絶に関する国連総会決議を20年近くにわたって提案している日本にとって、またオタワ、オスロ両条約への参加の過程から考えても、早晚、「核兵器の人道的結末に関する共同声明」への参加は不可避であったように思われる。もちろん、若干の歯切れの悪さを感じないわけではない。「核軍縮に向けたすべてのアプローチおよび努力」が、日本の主張してきた「現実的かつ漸進的な核軍縮に向けたアプローチ」を含むことには異論はないとはいえ、「いかなる場合にも、核兵器が二度と使用されない」に含意される核兵器の使用禁止を半ば否定しつつ、核兵器が存在する間の核抑止力への依存を少なくとも默認するものとして読み込

<sup>3</sup> 「核兵器の人道的結末に関する共同ステートメントについて(外務大臣談話)」2013年10月22日、[http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/page4\\_000254.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/page4_000254.html)。

<sup>4</sup> 「岸田外務大臣会見記録」2013年10月22日、[http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/kaiken/kaiken4\\_000015.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/kaiken/kaiken4_000015.html)。

めるのかどうか。また、北大西洋条約機構（NATO）同盟国（共同声明に参加したデンマーク、アイスランドおよびノルウェーを除く）、豪州、韓国といった米国の同盟国は、まさに「いかなる場合にも」の文言が共同声明に残ったため、これへの参加を見送ったとされる<sup>5</sup>。北東アジアにおける厳しい核のリスクに晒されている日本が、こうした共同声明への参加により、拡大核抑止の信頼性を自ら低下させることになるリスクはなかったのか。

とはいっても、共同声明は条約ではなく、様々な解釈が成り立ち得る内容でもある。このことは、共同声明の参加国が、「核兵器の人道的結末」に関する原則では一致するものの、より具体的な考え方には幅や濃淡があることを現している。その中で日本が、拡大核抑止への依存を含む日本の安全保障政策、およびその下での軍縮・不拡散政策との間に「整合性」がとれると解釈し、これを国内外に適切に説明できる（と少なくとも考えている）のであれば、また特に、拡大抑止を供与する米国との間で本件に関して深刻な意見の相違を生んでいないのであれば、共同声明への参加が誤った判断だったとは思えない。あるいは、これに参加することで、「核兵器の人道的結末」に関する議論を、日本が適当で望ましいと考える核軍縮・不拡散のあり方に少しでも向けさせる機会を得たとも考えられる。

他方、日本の核軍縮・不拡散政策にとって、NZ発表の共同声明への参加と同様に重要だったのは、これと同日に豪州が発表した「核兵器の人道的結末に関する共同声明」<sup>6</sup>にも参加したことだった。豪州を含む17カ国——スウェーデンを除けば、いずれも米国の同盟国——による共同声明は、核兵器の人道的結末に関する

<sup>5</sup> 「核兵器:『不使用』国連声明 NATO賛同少なく」『毎日新聞』2013年10月22日、<http://mainichi.jp/select/news/20131022dde007030005000c.html>。

<sup>6</sup> Delivered by Ambassador Peter Woolcott, Australia, "Joint Statement on the Humanitarian Consequences of Nuclear Weapons," United Nations, First Committee, 21 October 2013.

<sup>7</sup> 豪州発表の共同声明に参加したのは、豪州、ベルギー、カナダ、フィンランド、ドイツ、イタリア、日本、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、スロバキア、スペイン、スウェーデン、トルコ。

る原則には賛同するものの、安全保障政策との関係でNZ発表の共同声明には参加できないと考えた国々の「受け皿」的なものであったと位置づけられる。

NZ発表の共同声明の影に隠れる形で目立たないものの、豪州発表の共同声明には、「核兵器を保有する国の実質的かつ建設的な関与、あるいは核兵器の議論の安全保障および人道の双方の側面を認識することがなければ、核兵器の禁止自体が、その廃絶を保証することはないであろう」という重要な一文が盛り込まれた。冷戦後、オタワおよびオスロ両条約の成立、あるいは人道的介入や保護する責任などに関する議論の動向などにも表れているように、国際社会では、安全保障問題でも従前以上に人道的側面を重視する姿勢が強まってきた。これが核兵器を巡る問題に及ぶのは、時間の問題であったと見ることもできる。他方で、核兵器は国際秩序や安全保障の動向に、依然として他の兵器を凌駕する強い影響力を有している。核兵器の廃絶をスローガンではなく実現すべき目標として真剣に考えるのであれば、NZ発表の共同声明ではなく、豪州発表の共同声明で言及された安全保障と人道的側面という2つの側面を直視し、これらを収斂させるための取り組みが欠かせない。

たとえば「核兵器の不使用」だけを取り上げても、広島・長崎に対する原爆投下以降の核兵器不使用の伝統を支えてきたのは、「核兵器の人道的結末」に関する原則や認識、核兵器使用に関するタブーのみならず、核抑止を含めた多元的な要素であった。さらに言えば、人道的側面やタブーは、時にこれらとの対比で否定的に論じられる「力」によって支えられることもある。そして、NZ発表および豪州発表の双方の共同声明に参加したのは、日本だけである。「核兵器の人道的結末」の原則には賛同しつつも、その具体論、あるいは置かれている安全保障環境を反映した安全保障政策などから、各国の考えには幅や濃淡、時には溝すらある。岸田外相は7月の演説で、核軍縮の取組は「人道的影響についての正確な認識」と、「北朝鮮やイランの核問題、核テロの危険など、今日の国際社会がますます多様化する核リスクに直面していることへの冷静な認識」に

基礎を置くべきだと述べたが<sup>8</sup>、2つの共同声明への同時参加は、日本がこれらを繋ぐ重要な役割を担わなければならないとの決意表明でもあったように思われる。

「人道的結末に関する共同声明」への参加は重要である。同時に、繰り返しになるが、日本が非核兵器国の中で最も厳しい核リスクに直面する国の1つであるということは忘れるべきではない。日本を除く北東アジア諸国が、いずれの共同声明にも参加しなかったことは、この地域の核を巡る現実を示唆している。少なくとも現在の安全保障環境下で、力の裏づけのない理想は空想に終わりかねないとすれば、唯一の被爆国としての使命、ならびに「核兵器の人道的結末」をはじめとする人道主義的アプローチの側面と並行して、日本として、また同盟関係にある米国とともに抑止力の維持・強化を図ることで、日本に対する核リスクの低減と核廃絶の目標を目指していくことが、引き続き重要なと思われる。

公益財団法人 日本国際問題研究所  
軍縮・不拡散促進センター

〒100-0013

東京都千代田区霞が関3丁目8番1号

虎の門三井ビル3階

TEL : 03-3503-7558 FAX : 03-3503-7559

Homepage : <http://www.cpdnp.jp/>

なお、本稿における見解は個人のものであり、日本国際問題研究所 軍縮・不拡散促進センターを代表するものではない。

©Center for the Promotion of Disarmament and Non-Proliferation

<sup>8</sup> 岸田文雄『核兵器のない世界』に向けたビジョンと取組  
2013年7月29日、[http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/page3\\_000328.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/page3_000328.html)。